合併協定書

平成17年3月4日

高松市 · 香南町

1 合併の方式

香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

香南町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の 4第1項の規定に基づき、香南町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり 定めるものとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香南町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

香南町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併

の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その 任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

9 地方税の取扱い

地方税については、高松市の制度に統一する。 ただし、

- 1 香南町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
 - (1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度 及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、 課税を免除する。
- 2 香南町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準及び納期並びに 固定資産税の宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行の とおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
- 3 香南町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度 は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度 の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

香南町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と 不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、 両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い

香南町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「香南町岡」、「香南町由佐」、「香南町吉 光」、「香南町横井」、「香南町池内」、「香南町西庄」とする。

12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章を用いる。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、香南町の町木及び町花については、香南地区の推奨の木及び 花とする。

香南町のマスコットキャラクター「ししまるくん」については、香南 地区のマスコットキャラクターとして引き継ぐ。

13 事務組織及び機構の取扱い

現在の香南町役場については、香南町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。

香南支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香南町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する 管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処 理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、 全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となる よう、見直し整備を行う。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部 改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

香南町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの 変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整 し、所要の手続きを行う。

土地開発公社については、高松市の制度を適用する。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い

香南町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を 踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率に ついては、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

23 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24 - 1 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼動を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

24 - 2 広聴広報事業

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが 低下しないよう、取り扱うものとする。

防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに 調整する。

24 - 3 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、吉光文化センター及び吉光児童館の開館日については、現行のとおりとする。

香南町地域における個人給付等事業及び運動団体等補助・委託事業の 事業内容については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度 から、高松市の制度に統一する。

24 - 4 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併 年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

24-5 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 - 6 高齡者福祉事業

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の高齢者入湯助成事業については、合併時の対象者で、香南町 地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。

香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。

香南町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町地域における高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)の 実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のと おりとする。

合併時に、香南町地域において高齢者生きがいデイサービス事業の サービスを受けている高齢者で、高松市の対象者の要件に該当しない者 については、合併後も対象者とする。

香南町地域の高齢者生きがいデイサービス事業の対象者が、香南町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 7 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24 - 8 児童福祉事業

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。香南町の「ししまる館」については、高松市の公立児童館として引き

継ぐ。

香南町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。

ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。

香南町の放課後児童クラブの利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整する。

24 - 9 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患者援護事業、原子爆弾被爆者援護事業及び介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、 高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。

合併時に、香南町地域において紙おむつ給付事業の給付を受けている 6か月未満の寝たきり高齢者等については、合併後も給付する。

香南町地域における緊急通報装置貸与等事業の通報システムについて は、当分の間、現行のとおりとする。

福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域の児童福祉年金の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、現行の香南町の制度における年齢要件を適用し、対象者とみなすものとする。

24 - 10 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

香南町保健センターについては、市町村保健センターとして、高松市 に引き継ぐ。

香南町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所について は、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

24 - 11 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

香南町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香南町地域において、使用できるものとする。

香南町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、 合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

香南町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く 2年度について、現行のとおりとする。

ごみ処理事業(手数料)に係る香南町地域の臨時・粗大ごみ及び動物 死体の取扱いについては、合併年度及びこれに続く2年度について、現 行のとおりとする。

24 - 12 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

「道の駅 香南楽湯」については、高松市に引き継ぐ。

香川県からの四国自然歩道管理業務の受託については、高松市が引き継ぐ。

香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。

合併時に、香南町の企業設置奨励条例に基づき、奨励金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香南町の制度を適用する。

香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

24-13 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町が実施している「さぬき農村ふれあい特区推進事業」について は、高松市に引き継ぐ。

香南町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

香南町が事業主体として合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行のとおりとする。

香南町が実施している景観作物推進事業、麦作生産推進事業、園芸振興共進会奨励事業、果樹産地整備促進事業及びイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合、肉牛研究会及び園芸生産組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

24 - 14 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。香南町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

急傾斜地崩壊対策事業に係る香南町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

水防対策に係る香南町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。

合併時において、香南町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において、高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずる。

24 - 15 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

24 - 16 上水道事業

香南町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

24 - 17 下水道事業

下水道事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

水洗便所改造資金支援制度により、香南町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用する。

香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が合併時までに設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。

香南町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。

24-18 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

自警消防団の取扱いについては、合併時までに調整する。

香南町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等 を行うまでの間、現行のとおり運用する。

戸別受信機設置補助については、合併時までに調整する。

24 - 19 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

香南町地域における運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。

香南町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。

香南町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立 学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、 合併時までに調整する。

香南町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町地域の幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

幼稚園児の受入れについては、現行のとおりとする。

香南町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校 行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現 行のとおりとする。

香南町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。

24 - 20 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。

香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

香南町地域の「空港の町三世代交流ふれあいウォークラリー大会」及び「香南招待少年サッカー大会」については、現行のとおり継続する。

香南町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとお りとする。 香南町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。

香南町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

香南町地域の子ども会組織、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

24 - 21 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の陶芸館については、高松市に引き継ぐ。

香南町の学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業により、合併時に奨学 金の貸与を受けている者については、現行の香南町の制度を適用する。

香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として引き継ぐ。

香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整する。

24-22 その他の事業

外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域の女性団体に対する補助については、合併年度 及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。

青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併 年度に限り、現行のとおりとする。

なお、香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。

25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の 規定に基づく高松市香南地区地域審議会の設置並びにその組織及 び運営に関する協議

(設置)

- 第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の香南町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市香南地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。 (設置期間)
- 第2条 地域審議会の設置期間は、平成18年1月10日から平成28年3月31日 までとする。

(所掌事務)

- 第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。
 - (1) 高松市と香南町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
 - (2) 高松市と香南町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
 - (3) 香南町地域のまちづくりに関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の 開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこるによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを 非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所 に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成18年1月10日から施行する。

調印書

高松市、香南町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく高松市・香南町 合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったの で、ここに署名調印する。

平成17年3月4日

高松市長



香南町長

(立会人) 香川県知事 真翎试紀

立会人

(高松市) 井华辰夫 合併協議会委員 答 本祭沿 合併協議会委員 大橋光政 合併協議会委員 税 村 合併協議会委員 大神沙子 合併協議会委員 三笠輝者 合併協議会委員 森谷芳子 合併協議会委員 四田

合併協議会委員

合併協議会委員

中村 靖

合併協議会委員

野田法子

(香南町)

合併協議会委員

井上 優

合併協議会委員

赤松千壽

合併協議会委員

中照照明

合併協議会委員

田中宏和

合併協議会委員

加藤卓也

合併協議会委員

石 凡未失

合併協議会委員

石鬼英正

合併協議会委員

太田繁夫

合併協議会委員

东田充子

合併協議会委員

石丸芳孝

合併協議会委員 佐 野 健 戲